

令和6年7月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和6年7月11日(木) 午前9時30分から10時35分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○		17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1番 望月 稔
農業委員	○		2番 望月 英俊
〃	○		3番 田村 英俊
〃	○		4番 高井 修一
〃	○		5番 谷津倉 寛
〃	○		6番 笹古 時男
〃	○		7番 渡邊 武敏
〃		○	8番 近藤 敏男
〃	○		9番 鈴木 一孝
〃	○		10番 新舟 進
〃	○		11番 長尾 忠
〃	○		12番 佐野 隆洋
〃	○		13番 佐藤 正職
〃	○		14番 渡邊 哲史
〃	○		15番 太田 篤子
〃	○		16番 安藤 公男
〃	○		18番 後藤 環
〃	○		19番 藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 武内 清高
主 査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め9番鈴木一孝君、10番新舟進君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第22号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第34号「取消願いの報告について」までの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第22号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

岩松地区30番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢化のため耕作管理できない。譲受人は自作地に隣接する本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲受人の両親は、梅・イチジク・野菜の栽培を行っており、今回の申請地についても、野菜を栽培していく予定です。周辺農地では、みかん等が栽培されています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

岩松地区30番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区30番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、農地法第3条の大淵地区31番と非農地の大淵地区13番は、関連がございますので、一括審議とします。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

まず、農地法第3条の大淵地区31番についてです。譲受人は、誤認して譲渡人の農地を耕作していることがわかったため、本地の譲受を申し出し、譲渡人はその旨を了承したということです。つぎに、非農地の大淵地区13番についてです。申請者と隣地居住者は、親族関係にあり、周辺の農地及び宅地を長年共有して利用していました。このたび、申請者の農地が隣接居住者の住宅敷地の一部として利用されてきたことが調査により判明したことから、土地整理の一環として、農地法の手続をすることとしたとのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

大淵地区31番と13番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区31番と13番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、農地法第3条の大淵地区32番と非農地の大淵地区14番は、関連がございますので、一括審議とします。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

まず、農地法第3条の大淵地区32番についてです。贈与者は、転居により遠隔地に居住するため耕作管理できない。受贈者は、自作地に隣接する本地を所有者に代わり耕作管理しており、本地を取得して農業経営を拡大したいということです。つぎに、非農地の大淵地区13番についてです。農地であることの認識がないまま、昭和47年頃に居宅を建築し、これまで農地法の手続をせずに利用し続けてきたということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

大淵地区32番と14番について、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区32番と14番について、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、農地法第3条の大淵地区33番と非農地の大淵地区15番は、関連がございますので、一括審議とします。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

まず、農地法第3条の大淵地区33番についてです。譲渡人は、相続したが勤め人であるため耕作管理できない。譲受人は、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのこと。現在は休耕地であり、すすきが伸びている状態です。譲受人は農具を持っており、開拓して農業経営をするとのことですので問題ないかと思えます。つぎに、非農地の大淵地区15番についてです。周辺の山林に浸食され、平成26年に相続した際には、農地としての再生不能な状態でしたが、農地法に不案内であったために手続をしないままであったとのこと。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

大淵地区33番と15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区33番と15番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区34番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、手不足のため耕作管理できない。譲受人は、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲受人は、本地では主に果樹をやりたいと話しておりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

吉永地区34番についてご質問ございませんか。

【委員】

譲受人は、本地以外にも複数の農地で農業経営を行っていますが、経営の拡大にあたり、人員面などは大丈夫でしょうか。

【担当委員】

譲受人の会社では、農業経営を行う従業員が5名程度おり、この内2名は年間従事日数が 250 日程、3名は 120 日程とのことです。他の農地についても、耕作や草刈り等を適切に行っているため、問題ないかと思ひます。

【 会 長 】

吉永地区34番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区35番について事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願ひします。

【担当委員】

譲渡人は、手不足のため耕作管理できない。譲受人は、本地を取得して農業経営の拡張を図りたいとのことです。譲受人は、両親とともに、水田や野菜の栽培などの農業経営を積極的に行っています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

吉永地区35番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区35番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、農地法第3条の須津地区36番と非農地の須津地区19番は、関連がございますので、一括審議とします。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

まず、農地法第3条の須津地区36番についてです。譲渡人は、亡き所有者に相続人がいないため、選任された相続財産清算人が財産を処分する。譲受人は、近隣の所有地で耕作しており、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。つぎに、非農地の須津地区19番についてです。以前は果樹等が栽培されていましたが、昭和48年頃、相続の際には農地としての再生が不能な状態になっており、農地法に不案内であったために手続きをしないままでしたとのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

須津地区36番と19番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区36番と非農地の須津地区19番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、浮島地区37番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化にともない耕作管理できない。譲受人は、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲受人は、ご家族で水田とお茶の栽培を広く行っており、本地についても以前から借りて耕作しておりました。ご審議のほどよろしく願います。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

浮島地区37番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

浮島地区37番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

鷹岡地区13番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

こちらの農地は、昨年まで耕作されていましたが、現在は休耕状態で雑草が生い茂っています。譲受人は、現在の施設の老朽化に伴い、本地に社会福祉施設を新たに建築したいということです。南側が狭隘道路となっていますが、ご近所の方に協力して頂き、整備する計画でいるとのことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、鷹岡市民プラザ・鷹岡中学校・鷹岡まちづくりセンターなど、近隣に公共施設があることから、第3種の農地であると考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

鷹岡地区13番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区13番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区14番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人は、本地を太陽光発電敷地として利用したいということです。現状は、雑草が生い茂っている場所と、一部、家庭菜園として耕作されている場所があります。今後、収穫するものがあると思われまので、今後の転用にあたっては、収穫時期を考慮して頂きたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地であり、第3種の農地として考えることができます。なお今回の申請は、設備の下の農地を使用しない設置型の太陽光発電施設です。譲受人は市内において同様の施設を数か所管理しており、設備の維持管理に問題ないと思われま。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えま。

そして、先ほどお話がありました、現在耕作されている部分につきましては、譲受人である業者に、収穫時期と工事時期が重ならないよう、しっかりと指導いたしますのでよろしくお願いたします。

【会長】

大淵地区14番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区14番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区15番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人は、隣接地で伐採及び盛土事業を行うための侵入路として本地を利用したいということで、3年間の一時転用申請がされました。進入路の幅などについても特に問題ないと伺っております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件の申請地は、3年前に今回と同様の内容で審議され、進入路としての一時転用、転用の許可を受けておりますが、事業が予定内に完了しなかったため、再度、期間を3年間に延長したということです。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

大淵地区15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区15番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決についての審議を終わります。

次に、議案9ページの議第24号「非農地証明申請書の審議」について審議をお願いします。

大淵地区13番から15番については、関連事案として説明いたしましたので、大淵地区16番について事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

昭和39年に居宅を建築して以来、農地であると認識せずに、住宅への進入路、住宅敷地の一部として利用してきましたが、今回調査したところ農地法の手続が必要であることがわかったということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

大淵地区16番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区16番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、北部地区17番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

昭和17年に建物の一部が農地を占有してしまうことを意識せずに居宅を建築し、これまで農地法の手続が必要なことを認識せずにいたということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

北部地区17番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、原田地区18番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

なお、本案件の居宅の建築時期は、昭和47年12月の区域区分(線引き)以降のことではあります。既に建築土地対策課等の調査は終わっており、この点については問題がないとのことです。

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

平成15年に自宅を新築した頃から、農地であることを意識せずに申請地を住宅敷地の一部として利用してきましたが、今回調査したところ、申請地が農地であることが判明したため、農地法の手続をとることにしたということです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【 会 長 】

原田地区18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

原田地区18番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

須津地区19番については関連事項として説明いたしましたので、以上で「非農地証明申請書の審議」についてを終わります。

次に、議案11ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和6年7月11日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
